

令和2年度生駒市地域型保育施設整備・運営事業者に係る公募型プロポーザル 実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

全国的に少子化が進む中、本市では就業する女性の増加や核家族化の進行などの要因により保育需要が年々増加し、保育所の入所希望者が定員を大幅に上回る状況が続いている。

このような状況に対応するため、本市では「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育の提供体制の確保に取り組んでいるが、現状では特に3歳未満の待機児童が多く、この年齢を対象とする地域型保育施設をさらに整備する必要があることから、地域型保育施設を整備・運営する事業者を、公募により選定する。

(2) 業務内容

①地域型保育施設の整備

「生駒市地域型保育施設整備・運営事業者募集要項」で定めた、施設及び運営に関する条件を満たす小規模保育所または家庭的保育所を整備する。

②地域型保育施設の運営

令和2年度中に整備した小規模保育所または家庭的保育所を運営する。

(3) 業務期間

①施設の整備に関しては、令和2年11月9日までに事業に着工し、令和3年4月1日までに開園すること。

②施設の運営に関しては、開園から少なくとも10年間は継続して運営すること。

2. 業務に要する費用（令和2年度予算額）

私立保育所等施設整備費補助金

32,000,000円×3/4補助×2事業者=48,000,000円

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものでなければならない。

(1) 小規模保育事業A型（施設提案方式）

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を、児童福祉法、生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）及びその他関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。

イ 令和2年4月1日現在で、奈良県、大阪府、京都府内で、幼稚園、認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業A型のいずれかを運営している法人であること。

- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政第16号）167条の4の規定に該当しない法人であること。
- エ 本市から入札参加資格の停止の措置を受けていない法人であること。
- オ 納付すべき税を滞納していない法人であること。
- カ 生駒市暴力団排除条例（平成23年生駒市条例第29号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない法人であること。
- キ 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に準じて保育を提供すること。
- ク 本市の既存の教育・保育施設とも連携を図るなど、本市の保育行政に積極的に協力できること。
- ケ 保護者との交流を図り、保護者の意見を運営に反映させる努力を行うこと。
- コ 保護者及び地域との信頼関係を築ける法人であること。
- サ 小規模保育所事業を実施する施設について貸与を受ける場合は、賃借権を設定し登記すること。ただし、以下のいずれかに該当する場合など、安定的な事業継続が見込まれる場合は賃借権の登記を行わないことができます。
 - ① 建物の賃貸借契約期間が開設から10年以上とされている場合
 - ② 貸主が地方住宅供給公社又はこれに準ずる法人、その他信用力の高い主体である場合

（2）小規模保育事業A型（施設紹介方式）

- ア （1）小規模保育事業A型（施設提案方式）のア～コと同様とする。
- イ 決定後、速やかに施設所有者等（代理人を含む）と協議を行った上で、施設を賃借又は購入し、施設開設に向けて内装等の改修を行える者であること。施設を賃借又は購入できない場合は、決定を無効とする。

（3）家庭的保育事業

- ア 奈良県が行う研修（研修名「子育て支援員研修」）を修了した保育士または3年以上の保育の実績があること
- イ 保育者が乳幼児の保育に専念できること。
（保育者の自宅で事業を実施する場合、同居する家族に育児や介護を要する人がいないこと。また、他に職業を有していないこと。）
- ウ 事業の実施が可能な物件を確保できること。
（居宅等が借家で場合は、家主の承諾があること）
- エ 事業の運営に必要な家庭的保育補助者が確保できること。
- オ 納付すべき税を滞納していないこと。

4. 説明会

小規模保育事業A型（施設紹介方式）へ応募しようとする者に対し、9月3日（木）に現場説明会を実施する。

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法：別添の質問書（様式7）により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス child-welfare@city.ikoma.lg.jp

※メールアドレス以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(2) 提出期限：令和2年9月7日（月） 17時00分

(3) 回答日：令和2年9月9日（水）

(4) 回答方法：生駒市公式ホームページで回答する。

6. 応募書類の作成及び提出

事業者に応募しようとする者は、次に規定する書類等を作成し、下記提出期限までに、持参により提出すること。

(1) 提出書類

[小規模保育事業A型への応募者]

- ① 生駒市地域型保育施設整備・運営事業者応募書類【様式1】
- ② 事業者概要書【様式2】
- ③ 幼稚園、認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業A型運営実績【様式3】
- ④ 事業計画書【様式4-1】
全体的な計画・指導計画と保育所保育指針の「内容」の対応付け表【様式4-2】
※参考資料として添付している「全体的な計画・指導計画と保育所保育指針の『内容』の対応付け表の作成について」を確認の上、作成してください。
- ⑤ 職員配置計画書【様式5】
- ⑥ 資金収支計画書【様式6】
- ⑦ 施設整備に関する見積書
- ⑧ 施設の計画図面
- ⑨ その他の添付書類
 - ・事業者の決算書類（貸借対照表及び損益計算書）（3年間分）
 - ・法人税の申告書 別表、勘定明細書を含む一式（税務署の受付印があるもの）の写し（3年間分）
 - ・法人監査報告書（ある場合）
 - ・法人登記簿謄本または法人の履歴事項全部証明書
 - ・定款または寄付行為の写し
 - ・園長（管理責任者）の履歴書（任意様式）

- ・配置職員ローテーション表（定員での入所を想定した場合のシフト表。週単位。任意様式）
- ・各種マニュアルや対応方針（保育、給食搬入、保健衛生、緊急時対応、苦情対応等）（運営している保育所等の資料、または今回の小規模保育事業所における案があれば添付）
- ・法人印鑑登録証明書
- ・最新の法人市町村民税の納税証明書（法人の本社・本店所在地の市町村のもの）
※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人開設届」の写しを提出してください。
- ・預金残高証明書
- ・借入金の償還計画表
- ・土地登記簿謄本及び建物登記簿謄本（施設提案方式のみ。ただし、安定的な事業継続が見込まれる施設を賃貸借する場合は不要）
- ・建物の建築確認済証及び建築検査済証の写し
- ・新耐震基準を満たしていることを証明する書類

[家庭的保育事業への応募者]

- ① 生駒市地域型保育施設整備・運営事業者応募書類【様式1】
- ② 事業計画書【様式4】
- ③ 資金収支計画書【様式6】
- ④ 見積書
- ⑤ 施設の計画図面
- ⑥ その他の添付書類
 - ・事業所得の収支内訳書（税務署の受付印があるもの）の写し（3年間分）
 - ・所得税の申告書（税務署の受付印があるもの）の写し（3年間分）
 - ・家庭的保育者の履歴書（任意様式）
 - ・世帯全員の住民票
 - ・保育士登録証の写しまたは子育て支援員研修の修了証の写し
 - ・物件の登記簿または賃貸借契約書
 - ・令和元年度分の市町村民税の納税証明書

(2) 必要部数

8部（原本1部・副本7部）

(3) 提出期限等

- ①提出期限：令和2年9月16日（水）
- ②提出場所：生駒市役所教育こども部こども課（市役所2階19番窓口）

③提出方法：持参によること（郵送では受付しない）

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 審査（書類審査及ヒアリング審査）

提出書類及びヒアリングによる審査を行い、高い評価を得た事業を選定する。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果については、応募者全員に対し書面で通知するとともに、結果の概要等について、応募者が特定されない方法により生駒市ホームページで公表する。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準により審査する。

	小規模保育	家庭的保育
事業者の概要	70点/250点	60点/225点
整備計画	50点/250点	50点/225点
事業計画	130点/250点	115点/225点

小規模保育事業者と家庭的保育事業者の得点を比較する場合は、それぞれの得点の満点からの割合で比較する。

9. 日程

公示	令和2年8月25日（火）
現場説明会	令和2年9月3日（木）
質問締切	令和2年9月7日（月）
質問への回答	令和2年9月9日（水）
提案受付締切	令和2年9月16日（水）
第1次審査	令和2年10月6日（火）
第2次審査	令和2年10月16日（金）
結果通知	令和2年10月下旬（予定）

10. 失格事項

本プロポーザルの応募者若しくは提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、その応募を失格とする。

- (1) 応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 応募書類及び添付書類が要件に適合しないもの
- (3) ヒアリング審査に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、応募資格を得たもの

1 1. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合は、応募書類を無効とします。
- (3) 応募書類は返却しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、応募者の負担とします。
- (5) 応募書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、開示することが、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出てください。

1 2. 担当部署（提出・問合せ先）

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

生駒市教育こども部 こども課（生駒市役所 2階19番窓口）

TEL：0743-74-1111（内線777）

E-mail：child-welfare@city.ikoma.lg.jp

（執務時間：土・日曜日、祝日を除く8：30～17：15）